第 65 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

	方	権 利 の 内 容	放棄の理由
住所	氏 名		
徳島市国府町中553番地の1	松浦健	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用133,091円に 係る債権	回収不能のため
徳島市佐古二番町17番2号	乙 武 スヱ子	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用100,640円に 係る債権	同 上
徳島市不動東町4丁目1606番地の1	大 西 シズコ	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,890円に係 る債権	同 上
吉野川市山川町湯立182番地	中 倉 キヌヱ	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用113, 180円に 係る債権	同 上
美馬市脇町新町277番地1	坂 口 明	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,860円に係 る債権	同 上
徳島市不動東町2丁目970番地の2	鈴 木 美須子	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,470円に係 る債権	同 上
徳島市不動東町2丁目1514番地	佐藤徳一	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,065円に係 る債権	同 上
徳島市東大工町2丁目29番地	奥 井 宏 和	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る 債権	同 上
徳島市不動東町2丁目961番地	海老田 信 子	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,785円に係 る債権	同 上

第65号 権利の放棄について

大阪府大阪市東成区中本5丁目8番9号	原		人	訂	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用86,230円に係 る債権	司	上
三好郡東みよし町足代359番地1 - 6号	山	田	文	男	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用259,026円に 係る債権	司	上
愛知県蒲郡市三谷町諏訪山77番地1-102号	黒	Ш	智	之	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用55,270円に係 る債権	闰	上
海部郡海陽町角坂字南ノ内44番地7	笠	井	明	弘	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用18,000円に係 る債権	闰	上
海部郡海陽町大里字馬谷184番地	畠	中	日日	出男	徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用188,749円に 係る債権	司	上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。